

一般送配電業務における行為規制に関する
基本ルール

2016 年 4 月 1 日 施行

2025 年 10 月 1 日 改定

東京電力パワーグリッド株式会社

【目次】

1	目 的.....	1
2	本ルールを適用する業務範囲.....	1
3	準拠法令等.....	1
4	用語の定義.....	1
5	責任と権限.....	3
6	情報の目的外利用又は提供の禁止.....	3
6.1	目的外利用又は提供の禁止.....	3
6.2	兼務の禁止.....	3
6.3	情報連絡窓口等.....	3
7	差別的取扱いの禁止.....	4
7.1	グループ内取引における取扱い.....	4
7.2	委受託の取扱い.....	4
7.3	災害その他非常時における災害対応情報の取り扱い.....	5
8	情報管理.....	6
8.1	非公開情報の取扱い.....	6
8.1.1	託送関連情報の取扱い.....	6
8.1.2	流通設備計画関連情報の取扱い.....	7
8.2	非公開情報の管理.....	7
8.3	社外への情報開示.....	8
8.4	情報管理体制.....	8
9	法令遵守体制.....	9

1 目 的

本ルールは、一般送配電事業者が講じなければならない体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を定めることにより、ネットワーク運営の中立性を確保するとともに、託送供給等業務に関して知り得た契約者・発電契約者・需要抑制契約者、発電者・需要者にかかわる情報の託送供給等業務および再生可能エネルギー電気の調達・供給に係る業務以外の目的のために利用又は提供をすることの禁止ならびに送配電等業務における差別的取扱いの禁止を定め、それら業務の公平性・透明性の確保を図ることを目的とする。

2 本ルールを適用する業務範囲

本ルールは、一般送配電業務について適用する。

3 準拠法令等

情報管理に関する法令等、また一般送配電業務を実施する上で遵守することが予定されている法令等を含めると極めて多岐にわたるため、ここではいわゆる行為規制に直接係る法令等のみを掲載する。

- ・ 電気事業法
- ・ 電気事業法施行規則
- ・ 適正な電力取引についての指針（公正取引委員会、経済産業省）
- ・ 系統情報の公表の考え方（資源エネルギー庁）

4 用語の定義

- ・ 託送供給等業務

託送供給等業務とは、託送供給及び電力量調整供給の業務をいう。

- ・ 送配電等業務

送配電等業務とは、託送供給等業務その他の変電、送電、配電に係る業務をいう。

- ・ 一般送配電業務

一般送配電業務とは、送配電等業務その他の一般送配電事業の業務等をいう。

- ・ 非公開情報

託送供給等業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報をいう。

なお、非公開情報は託送関連情報並びに流通設備計画関連情報を含むものとする。

- ・ 託送関連情報

託送関連情報とは、託送供給等業務で知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（統計情報及び匿名加工情報を除く）であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。

- ・ 流通設備計画関連情報

流通設備の将来計画策定のために、契約者から電力広域的運営推進機関を通じてネットワークサービスセンター（以下、「NSC」という）へ提供された将来計画情報（需要動向等）及び基幹系統に関する計画情報。

- ・ 災害対応情報

災害対応において特定関係事業者が閲覧可能な非公開情報をいう。

（詳細は、「7.3 災害その他非常時における災害対応情報の取り扱い」を参照。）

- ・ 託送供給等部門

託送供給等部門とは、託送供給等業務を行う部門をいう。

- ・ 監視部門

監視部門とは、一般送配電業務の実施状況を監視する部門をいう。

- ・ 管理部門等

管理部門等とは、一般送配電業務を行うにあたり規程・マニュアル等を整備し、法令等に適合することを確保するための必要な措置等を実施する部門をいう。

- ・ 小売部門

小売部門とは、小売供給業務を行う部門及び需要抑制にかかわる業務を行う部門をいう。

- ・ 発電部門

発電部門とは、発電設備に係わる業務を行う部門をいう。

- ・ 電力取引部門

電力取引部門とは、供給力の調達・販売を行う部門をいう。

- ・ 特定関係事業者

特定関係事業者とは、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「当社」という。）の子会社、HD、HDの子会社等のうち自己が小売電気事業、発電事業若しくは特定卸供給事業を営む者又は当該小売電気事業、発電事業若しくは特定卸供給事業を営む者の親会社等をいう。ただし、当社を除く。

- ・ 特殊の関係のある者

特殊の関係のある者とは、特定関係事業者の子会社、関連会社、特定関係事業者の主要株主基準値(20%)以上の数の議決権を保有する者をいう。ただし、当社を除く。

- ・ 契約者

契約者とは、託送供給等約款において定義された契約者、発電契約者及び需要抑制契約者の総称をいう（新規に契約を締結しようとしている者を含む）。

- ・ 発電者

発電者とは、託送供給等約款において定義された発電者をいい、新規に発電者になる予定の者を含むものとする。

- ・ 需要者

需要者とは、託送供給等約款において定義された需要者をいい、新規に需要者になる予定の者を含むものとする。

5 責任と権限

- ・ 一般送配電業務の管理総括責任者及び法令遵守責任者は、社長執行役員とする。
- ・ 一般送配電業務の情報管理責任者は、情報管理責任者を事務委嘱する執行役員（取締役）とする。
- ・ 送配電等業務における行為規制に関する管理責任者は、業務統括室長とする。

6 情報の目的外利用又は提供の禁止

目的外利用又は提供の禁止

託送関連情報について、託送供給等業務及び再生可能エネルギー電気の調達・供給に係る業務以外の目的のために利用又は提供することを禁止する。

兼務の禁止

- 託送供給等契約関連業務・系統運用関連業務・送配電設備計画関連業務と特定関係事業者における発電事業、小売電気事業、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に関わる業務または電力小売営業業務、電力取引業務、電源開発計画策定業務は明確に区別し、以下のとおり相互の兼務を禁止する。
- 託送供給等契約関連業務・系統運用関連業務・送配電設備計画関連業務に携わる従業者は特定関係事業者における発電事業、小売電気事業、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に関わる業務または電力小売営業業務、電力取引業務、電源開発計画策定業務をしてはならない。
- 特定関係事業者における発電事業、小売電気事業、特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に関わる業務または電力小売営業業務、電力取引業務、電源開発計画策定業務に携わる従業者は託送供給等契約関連業務・系統運用関連業務・送配電設備計画関連業務をしてはならない。

ただし、以下の場合はこの限りではない。

- ① 供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を当社の従業者と連携して解消する場合
- ② その他 7.2（委受託の取扱い）により委受託した業務を行う場合

情報連絡窓口等

- (1) 契約者との情報連絡窓口は、NSCおよび中央給電指令所とする。ただし、発電契約者が発電者と同じの場合は、(2)の発電者に準じる。
- (2) 発電者・需要者との情報連絡窓口は、当該発電者・需要者を担当する支社窓口、当該発電者・需要者を担当する給電関連業務担当箇所及びコンタクトセンターとする。

7 差別的取扱いの禁止

送配電等業務において、特定の契約者又は発電者若しくは需要者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならない。

グループ内取引における取扱い

通常の取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件により、特定関係事業者及び特殊の関係のある者と取引を行わない。

委受託の取扱い

- (1) 特定関係事業者から小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託する場合
特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を行う場合は、合理的な範囲において、委託に応じることが可能な業務を公表した上で、次の条件のいずれかに該当する場合に限り、その小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託するものとする。
 - 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合
 - 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は、不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることができるものでない場合
- (2) 特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等に送配電等業務を委託する場合
特定関係事業者又は特定関係事業者の子会社等に送配電等業務を委託する場合には、次の条件のいずれかに該当する場合に限り、その送配電等業務の委託を実施するものとする。
 - 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合
 - 業務を受託する者が委託をしようとする一般送配電事業者の子会社（当該一般送配電事業者の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（当該一般送電事業者を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る）に該当するものを除く。）である場合
 - 前述に該当する場合のほか、以下のいずれにも該当しない場合
 - ・ 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
 - ・ 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であって、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託するとき
 - ・ 受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他事情に照らして、合理的な理由を欠く場合
- (3) 最終保障供給又は離島等供給の業務を委託する場合
最終保障供給又は離島等供給の業務について、受託者を公募することなく、特定関係事業者へ委託してはいけない。ただし、災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託は除く。

災害その他非常時における災害対応情報の取り扱い

災害その他非常時において、特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（以下「特定関係事業者等」という。）に送配電等業務を委託する場合、非公開情報に該当する情報であっても、以下の表の「災害対応時における情報利用の類型」に対応した災害対応情報を特定関係事業者等に見覧させることができるものとする。かかる災害対応情報を非公開情報の管理の用に供するシステムを用いて特定関係事業者等に見覧させる場合、次の不適切な情報閲覧・利用を防止するために必要な措置を講じた上で、特定関係事業者等が災害その他非常時のみに災害対応情報にアクセスできるようにすると共に、災害対応情報以外の非公開情報を入手することができないようにするものとする。

災害対応時における情報利用の類型		情報項目
現場の特定	停電現場の特定	契約名義
		契約住所
		供給地点特定番号
	必要に応じた需要家への連絡	連絡先（電話番号）
処理の迅速化	停電原因の判断	契約停止の有無
	必要資材の判断	契約アンペア（低圧のみ） 契約キロワット（低圧のみ）
優先的対応者の特定	問合せ対応済みか否か等の対応状況の確認	同一災害での対応履歴
	人工呼吸器、透析措置の有無を特定	顧客留意事項

※ 電柱・開閉器番号、スマートメーターの有無等、非公開情報に該当しない情報であり、災害対応に必要な情報については、上記の表にかかわらず、当該システムにおいて閲覧させることが可能。

○ 不適切な情報閲覧・利用を防止するために必要な措置

・ アクセス権付与のタイミング

災害対応発生時かつ特定関係事業者等との連携を要する場合のみ、災害対応情報へのアクセス権を付与する。

・ アクセス権付与に係る対応

特定関係事業者等に対し、災害対応時のみ利用可能な形でアクセス権を付与する。ID・パスワードの付与によるアクセス権付与の場合、特定関係事業者等の従業者が平常時に業務で利用している個人ID・パスワードのみでの利用を不可とする。

ID・パスワードの付与によるアクセス権付与の場合、一般送配電事業者の従業者が利用している個人ID・パスワードの貸与を不可とする。

端末の貸与によるアクセス権付与の場合、各社の定める責任者の権限で貸与用端末を保管・管理する。

・ アクセス権解除に係る対応

災害対応終了後、速やかに、特定関係事業者等に対して付与していたアクセス権を解除（ID・パスワ

ードの権限を廃止、又は、端末を回収）する。

- ・ アクセス権解除後のアクセス防止措置

災害対応時に特定関係事業者等に付与するアクセス権は災害対応の都度リセットし（パスワード等は容易に推測されないようランダムに設定し）、貸与用端末は回収後適切に保管・管理する。災害対応において特定関係事業者等の従業者が知り得た情報について、データの消去や紙媒体の処分などの適切な処理を行う。

8 情報管理

8.1 非公開情報の取扱い

非公開情報の取扱いについては、特段の定めがない場合は、原則として、託送供給等部門限りとする。

なお、あらかじめ契約者又は発電者若しくは需要者に、当該情報のうち自らの情報を託送供給等部門以外（特定関係事業者含む）に提供することについて同意を得ている場合又は、託送供給等部門以外（特定関係事業者含む）に託送供給等業務上依頼・伝達せざるを得ない場合には、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気使用者の名称等データを特定する必要のないものを削除するか、マスキングや符号化等により、当該業務に必要最小限の情報を必要な箇所に限り提供する。

また、法令又は契約上第三者提供を禁じている情報については、当該法令又は契約の定めによる。

8.1.1 託送関連情報の取扱い

託送関連情報の取扱いについては、原則として次の各号に定める担当箇所限りとする。

- (1) 契約者名

NSC及び中央給電指令所限りとする。

ただし、発電契約者が発電者と同一の場合は、後述（5）の発電者の扱いに準じる。

- (2) 契約に関する情報

契約者と締結した当該契約に関する情報は、NSC限りとする。

- (3) 料金に関する情報

契約者と当該契約に付随して発生する料金に関する情報（支社にて算定する工事費負担金等を除く）は、NSC限りとする。

- (4) スイッチングに伴う需要家情報照会履歴

NSC限りとする。

- (5) 発電者・需要者情報の取扱い

託送供給等業務に関して知り得た情報は、当社限りとする。

- (6) 再生可能エネルギーに関して

再生可能エネルギー電気の調達に関して知り得た発電者に関する情報は当社限りとする。

8.1.2 流通設備計画関連情報の取扱い

流通設備の将来計画策定のために、契約者から電力広域的運営推進機関を通じてNSCへ提供された将来計画情報（需要動向等）及び基幹系統に関する計画情報は、流通設備計画業務担当箇所限りとする。

8.2 非公開情報の管理

(1) 文書・データの管理

非公開情報が含まれる文書・データは【グループ内限り・部内限り等】とし、情報にアクセスできる範囲や組織を限定し、管理する。

なお、当該文書・データ内に、お客さま交渉履歴や議事録等の、特に私的・機微な情報が含まれるものは【関係者限り】として、特に厳格な管理をし、当該情報に関係する特定の関係者以外には開示・流通させないものとする。

具体的には、以下の文書については【関係者限り】として扱う。

- ① 「8.1.1 託送関連情報の取扱い」により、NSCおよび中央給電指令所の有する契約者に関する情報について記載のある文書・データ
 - ② 発電者の受電側接続検討に関する情報について記載のある文書・データ
 - ③ 需要者の供給側事前協議に関する情報について記載のある文書・データ
 - ④ 需要者の供給側接続事前検討に関する情報について記載のある文書・データ
 - ⑤ 「8.1.2 流通計画関連情報の取扱い」により、NSC及び流通設備計画業務担当箇所の有する将来計画情報（需要動向等）及び基幹系統に関する計画情報について記載のある文書・データ
- また、非公開情報の記載のある文書は、執務スペース等への掲示は行わない。

(2) 情報管理の物理的対策

当社と特定関係事業者の業務の用に供する室は、別フロアにする等により物理的隔絶を担保し入室制限等を行うものとする。なお、必要に応じて、当社の業務の用に供する室の音漏れがない措置を取るものとする。

(3) システムの管理

託送供給等部門が取り扱う非公開情報の管理の用に供するシステムについては、原則として特定関係事業者と共用しないものとし、「8.1 非公開情報の取り扱い」に示す取扱い以外の取扱いができないシステムとする。

なお、当該システムにあつては、非公開情報を利用し、又は提供するために入手することができる者として特定された者のみが非公開情報を入手することができるものとする。

また、当該システムについては、非公開情報を入手した者、内容及び日時等を記録し、5年間保存するものとする。ただし、入退室記録等により特定の時間帯に非公開情報の管理の用に供するシステムを操作し得る者が限定可能な場合にあっては、当該入退室記録をもってその記録とする。

特定された者以外が、非公開情報を入手したことがないかどうかを定期的に次の通り、確認を行う。

- ・アクセス権の設定状況確認：四半期に1回以上
- ・制御系端末等の専用端末における設置状況の確認：半期に1回以上
- ・アクセスログ（入退ログ含む）の解析によるアクセス状況の適切性確認：年1回以上

特に、業務委託先に対して付与したアクセス権の削除漏れを防ぐ観点から、業務委託先の利用者に付

与したアクセス権（システムの運用保守の用途で利用するものを含む）の継続利用の要否について、定期的に次の通り、確認を行う。

- ・業務委託先に付与するアクセス権の棚卸確認（利用者の継続確認）：四半期に1回以上

上記の他、非公開情報の管理の用に供するシステムには該当しないが、非公開情報と個人情報のいずれか若しくは両方を取り扱うシステムについても、当該情報の不正閲覧・流出等のリスクを低減するため、定期的に次の通り、確認を行う。

- ・アクセス権の設定状況確認：年1回以上
- ・制御系端末等の専用端末における設置状況の確認：年1回以上
- ・業務委託先に付与するアクセス権の棚卸（利用者の継続確認）：年1回以上

なお、アクセス権の設定状況確認の結果、問題が確認されたシステムに対しては、不正アクセス有無の確認のため、アクセスログ（入退ログ含む）の解析を実施する。

(4) 取引及び連絡調整の経緯等の記録と保存

契約者との情報連絡窓口箇所は、託送供給等業務において、契約者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容を記録し、5年間保存するものとする。ただし、日常的な問い合わせへの対応等、その取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものであるときは、この限りではない。

8.3 社外への情報開示

- (1) 社外へ情報開示をする際は、情報の秘密度分類に応じて、事前に、作成箇所の情報事務取扱グループ責任者や厳秘情報取扱責任者の承認を得る等して、対応する。
- (2) 契約者又は発電者・需要者等の当該情報の帰属者からの開示要請又は法に定める情報提供を除き、託送供給等業務を遂行するために、託送供給等業務に関する情報を社外（官公庁等を含む）へ開示する場合、必要最小限の情報を必要な箇所に限り提供する。

なお、託送供給等業務に関する情報であっても、統計情報若しくは匿名加工情報、又は公表されている情報を第三者に提供すること（官公庁等に対し、公共に資する目的（地球温暖化対策のための分析等）のために当該情報を提供する場合を含む）は妨げられるものではない。

- (3) NSCは、社外への情報開示について、原則として、託送供給等に関する契約を締結する時に、契約者の了解を得ることとする。

なお、契約者が希望する場合等、必要に応じ、情報開示を行う前に個別に契約者の了解を得ることとする。

- (4) 前各号に定めるもののほか、個人関連情報の第三者提供に関する事項は、提供を行う個人関連情報の項目や、提供先の第三者における個人関連情報の取扱い等を踏まえた上で、それに基づいて個人関連情報の第三者提供の制限等の適用の有無を判断する。

8.4 情報管理体制

- (1) 規程の整備

一般送配電業務に関する情報の入手、利用、提供その他の取扱いについて、これを適正なものとするために役職員（取締役及び従業員であった者を含む。）が遵守すべき事項は、「情報事務取扱規程（Z-13）」によるものとする。

(2) 情報管理責任者の責任と役割

情報管理責任者が、その情報事務総括責任者として果たす役割は、以下のとおりとする。

- 情報事務取扱に関する総括責任
- 情報事務取扱について、上記規程に則った業務運営を整備する責任
- 情報事務取扱規程にかかる制改定の責任
- 業務運営状況の確認を行う責任
- 業務運営状況の確認結果をHDに報告する責任

(3) 研修の実施

一般送配電業務に関する情報の入手、利用、提供その他の取扱いについて、これを適正なものとするため、役職員に対し定期的に必要な研修を実施するものとする。

(4) 監視部門による監視

監視部門は、一般送配電業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうか定期的に監査するものとし、その監視結果を、常務会に報告するものとする。

9 法令遵守体制

(1) 法令遵守責任者の責任と役割

法令遵守責任者は、一般送配電業務が法令等に適合することを確保するための規程等及び計画を整備し、及び運用すること並びにその業務執行の状況の監視を行う。

(2) 監視部門による監視

監視部門は、一般送配電業務に関する運営及び内容が法令等を遵守するものであるかどうか定期的に監査するものとし、その監視結果を、常務会に報告するものとする。

(3) 管理部門等による管理

管理部門等は、一般送配電業務に関する遵守すべき規程並びにこれらの業務の方法及び手順に係るマニュアルの整備その他の当社の従業者が当該業務を実施するにあたり法令等に適合しない行為等を行わないようにするための措置を実施するものとする。

(4) 体制の整備

当社は、一般送配電業務に関する情報の不適正な利用若しくは提供がなされたこと、または、一般送配電業務において法令等に適合しない行為若しくは電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する業務の運営がなされたことを早期に発見し、必要な調査及び適正な対処を行うものとする。

以上